

令和7年度 第2回伊丹市環境審議会 専門委員会 議事録

日時：令和7年9月2日（火）14時00分～

場所：伊丹市役所1階 101会議室

内 容：（仮称）北伊丹物流施設計画に係る環境影響評価準備書について

出席状況：9名中8名出席

出席者：塚口会長、菊井副会長、服部委員、中野委員、宮川委員、亀田委員、岸本委員、
田中委員

欠席者：島田委員

傍聴者：2名

配布資料

資料1：伊丹市環境審議会 専門委員名簿（次第裏面）

資料2：（仮称）北伊丹物流施設計画環境影響評価準備書（事前配布）

資料3：令和7年度伊丹市環境審議会及び専門委員会での（仮称）北伊丹物流施設計画に係る委員
意見と事業者回答

資料4：令和7年度伊丹市環境審議会及び専門委員会での（仮称）北伊丹物流施設計画に係る委員
意見と答申案

1. 開会

<事務局>

- ・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会規則に基づき、本審議会が成立していることを報告。

- ・傍聴者の人数報告
- ・配布資料の確認

<審議会>

- ・議事録署名委員の指名

会長より、亀田委員、田中委員を選任。

2-1.（仮称）北伊丹物流施設計画に係る環境影響評価準備書について

<事務局>

- ・住民意見に関する報告

準備書の公表に係る住民意見の募集と件数について報告。

- ・資料3、4の概要説明

資料3は、審議会及び専門委員会にて各委員よりいただいた意見及び各々に対する事業者回答を、全10項目の環境項目等にかategorizedしたもの。資料4は、資料3をベースに環境項目ごとの準備書に対する答申の案を示したものであることを説明。

<事業者（野村不動産株式会社）>

- ・審議会及び専門委員会にて意見のあった事業目的の表現及び、景観フォトモンタージュにおける修正箇所とその内容を説明。

2－2．質疑応答（委員意見に対する修正内容について）

○事業者

前回意見に対して、事業の目的、景観フォトモンタージュの視点場について、修正内容を説明。

○委員

訂正内容は、準備書以降の評価書に反映されるということか。

→事業者

そのとおり。

○会長

訂正後の事業目的に記載された「安定雇用」というのは、この文脈ではどういう意味か。

→事業者

トラックドライバーではなく、施設で働く方を想定している。昨今、物流施設の雇用状況において、アクセスしやすい場所でなければ人が集まらないという課題があるので、安定雇用という言葉を使用した。

○会長

説明された内容は理解したが、これだけだと何を想定しているのか分かりにくいという懸念はある。

※事業者退席

2－3．質疑応答（分類された環境項目ごとの答申案について）

<1 事業計画>

○委員

今回は川西市と伊丹市にまたがる計画であることに、周辺住民の方は心配されていると思うが、川西市の対応または、連携はどうなっているのか。

→事務局

川西市は環境政策課が担当しており、こういった審議会がないと承知している。伊丹市から審議会の結果及び資料について共有している。今後、出てくる特定施設の届出等についても両市で協議していこうという認識はしている。

○委員

答申案ではなくとも、『川西市と連携して』といった文言をどこかに残しておいた方が良いのではないか。他市での経験で、環境保全措置といった項目で書いたことがある。

→事務局

伊丹市としては川西市とも連携してやっていくが、事業者に対する審査意見に、川西市に何かしらアクションをしていただくような内容を記載するのは違和感がある。どこにどういった意見を表現するかは、議論いただきながら決めていただきたい。

○会長

本案件は審議会から市長に答申させていただくわけだが、答申後、事業者に提出する審査意見書で内容が変わることはあるのか。例えば、答申に委員が意見したことを書かないとしたら、審査意見書に反映されることはなくなるのか。また、このように市をまたぐような事項があった場合、覚書等交わすことはあるのか。

→事務局

基本的に答申をいただいた内容に市が意見を付け足すということはないので、事業者へそのまま提出することになる。また、自治体間で覚書を交わすことはない。

○委員

準備書要約書147ページに『…環境項目に影響を及ぼすと考えられる地域を関係地域とし、…』と記載があり、伊丹市と川西市のどの範囲が対象となるかという記述があるので、記載するとすれば、ここに委員が話された内容を書き足すのはいかがか。どこまで書けるのかわからないが、例えば、伊丹市と川西市の各々の窓口名称を書いておくと、何か影響が出た場合に、どこに相談に行けばいいかということが明らかになると思う。

○会長

うまいやり方かとも思うがいかがか。

→事務局

環境項目ごとに環境保全目標があり、影響評価を実施した内容については、事業者は伊丹市及び川西市のどちらの法令等も守ることが記載されている。

○会長

委員の意見は、両市が法令を遵守されるか否かが心配だということではなく、住民目線でみれば、意見・要望があった際にどこに相談をもちかければよいかを明記してほしいという趣旨の意見だと思う。再度、事務局でも考えてもらった上で次回の審議会で議論するということにしたい。

○委員

全般事項の中に事業計画は書いてあるが、環境保全措置の項目について書かれていない。概要書の段階での審査意見において、『(ア)住宅地に隣接する物流施設であることに配慮して、工事中及び施設供用後に事業者による問い合わせ窓口を設け、問題が、発生した場合には、住民をはじめ関係各所との協議等、迅速に対応することを環境影響評価準備書に明記し、十分に周知する』に対する事業者見解が、準備書6-1ページの環境保全措置の内容(全般事項)に表現されているが、もう一つの『(イ)供用後のテナントを管理・監督するために、遵守すべき管理規約を事業者とテナント間の契約に反映すること。また、設置される問い合わせ窓口については、住民と事業者間で協議できる体制とすること』に対する表現がない。この(イ)に対する事業者見解を評価書には表現してほしいので、それを答申に記載してもらいたい。

○会長

事務局は事業者の見解が抜けていると考えているか。

→事務局

第1次審査意見に対する事業者見解として、準備書の5-1ページに(イ)に対する事業者見解は書かれている。

○委員

私が思うに、5-1ページの環境保全措置の(イ)に対する事業者見解は審査意見に対してズレがある。管理規約を設けるのは当然であり、それを守らなかった時にどうペナルティをかけるかに審査意見の主眼がある。管理規約を守らせるためには当事者間の契約に管理規約の内容を盛り込む必要があるが、管理規約と契約が並列している状態となっている。

そこで、『管理監督するために管理規約を設け、当事者間の契約でテナントにその規約を遵守させる』といった文言にしてはどうか。

→事務局

答申案にどう表現するか、検討したい。

○委員

第1次審査意見での環境保全措置の審査意見(ア)と(イ)は、両方書いてもいいと思う。伊丹市と川西市にまたがっている施設であることから、施設供用後に事業者による問い合わせ窓口がないと住民はすごく不安だと思う。

→事務局

窓口を設けるということは、既に事業者見解に書かれているが、再度、答申案にこういったことを記載すべきというご意見か。

○委員

住民はものすごく不安に思っている。その不安を解消するためにも、その辺を確実に文章化しておかないといけない。

○委員

騒音・振動・低周波音の項目における答申案に『問い合わせ窓口を設けるなど、近隣住民とのコミュニケーションの充実を図り』となっているが、全般的な話にも係るのでないか。

→事務局

前回までの審議会等での意見から、騒音・振動・低周波音の項目に特化した表現にしている。

○委員

窓口を設けることが非常に重要である。騒音・振動等に限定した表現にも見えるので、自治体がまたがっているということも含め、全般のところで書いてもいいのではないかなと思う。

○会長

境界部分に係る計画なので、住民が何か相談したいことがあれば、どこに行けばいいのかということに記載した方がいいと思う。事業計画等に記載することを検討してほしい。

<2 交通>

○会長

1 ページ目の事業計画における答申案『(ウ) 事後監視を着実に実施し、予測結果を超過する場合に適切な改善策を講じられるよう』とあるのは、個別事項の交通において、テナントが何社入るのか、テナントにトラックバースをどれくらい契約させるのか、待ち行列発生を抑止するために余分なトラックバースを契約することが現実的なのかといったことや、敷地屋外にトラックの待機場所が少ないために道路にはみ出すことはないのかといったことなどによって、テナントが決まっていないため現時点では予測に不確実性があることから、事後監視を確実に実施いただくため記載している。また、事後監視は交通だけではなく、他の環境項目についてもおそらくこういった懸念があると思われるので、その受け皿として、事業計画のところに記載させていただいている。

<3 大気汚染>

○委員

準備書の 3-2-27 ページ、二酸化窒素の 1 時間値の最大値の予測で、表 3-2-23 では 0.099ppm となっている。最大値とはいえ、感覚としてはかなり高い印象がある。バックグラウンド濃度の 0.005ppm も時間帯によっては、もっと高くなると思われる。環境基準はクリアされているというものの、少し高い数値だと思われるので、改めて確認した方がいいと思う。

全般事項の答申案(ウ)に予測結果を超過する場合に適切な改善策を講じるとあるが、どこが主体となってされるのか。

→事務局

内容に応じて審議会の判断を仰ぎ、事業者に必要な対応をするよう指導していくことになる。

○委員

事後監視ということは、全て建設が終わった後のことも含めてということによいのか。

→事務局

事後監視の考え方としては工事中及び供用後の影響が最大となる時期が対象となるが、準備書 7-1 ページに記載があるように、大気汚染に関しては工事中と供用後ともに事後監視調査の対象項目となっていない。

○委員

それはなぜか。

→事務局

準備書 7-1 ページに『バックグラウンド濃度と比べて影響が小さく、環境基準を達成すると予測されるため、対象としない』と事業者の選定理由がある。事後監視が必要であるという意見があれば、伊丹市から事業者へ展開し、事業者に実施の検討をさせることはできる。

○委員

大気に関しては、住民意見でも不安が大きいところであったので、少なくとも供用後の監視も行う必要があると思う。ちなみに、予測結果は公表されるのか。

→事務局

義務規定はないが、公表することは可能と思われる。

○会長

委員の最初の発言にあった、バックグラウンド濃度等が高いといった疑義について、事業者の説明いただかなくてよいのか。

○委員

環境基準はクリアしているので問題はないが、感覚として若干高いので、適切に事後監視を実施し

てほしいということであり、説明は特に不要である。

<4 騒音・振動・低周波音>

意見無し。

<5 日照障害>

○委員

指摘内容に間違いはないが、答申案としては表現が細かすぎるのではないか。『法基準を遵守し、さらに周辺環境に対しての配慮を行うようにする』ということと、『伊丹市だけでなく、川西市側でも著しく日照障害されることがないように配慮する』ということとを、答申案で表現する方が良いと思われる。

○会長

答申案は通常どのような書きぶりなのか。今回は細かく表現しているのか。

→事務局

具体的に記載しないと伝わらないという考えからこのように記載となった。細かすぎる表現になっているので、改めさせていただく。

○会長

細かい表現の場合は、伝わりやすくなるという利点があるが、答申には案で記載いただいている①～④の要素の含めた全体的に表現しておけば、事業者には柔軟な指示がしやすいと思うので、そのような表現を検討してほしい。

<6 電波障害>

意見無し。

<7 廃棄物>

○委員

悪臭による支障がないようにといった住民意見があったので、答申案（ア）に『周辺住民に悪臭などの影響がないように』というような一言入れてはどうか。

<8 景観>

○委員

日照障害と同様に表現が具体的すぎる。眺望点の位置を修正するという指摘は、建物が樹木などで隠れるようなところ選ばれていたの、建物が一番よく見えるところを選んでくださいという趣旨である。景観的な影響が分かるような位置を選んでいただきたいという趣旨が伝わるように書いてもらった方がよい。

また、3-9-25ページの環境保全措置に『デザイン審査小委員会の助言を踏まえる』、3-9-26ページの評価に『景観形成基準等に適合する』とあるが、単に基準を守ればよいということではない。より良くするために事業者と対話しながら、更なる努力や検討を積極的に取り組んでほしい旨を追記いただきたい。

<9 地球環境>

意見無し。

<10 動・植物>

○委員

答申案の②について、もう少し具体的に、『食草などの生息環境を記載すること』と修正してもらいたい。

また、事後調査をされると思うが、その報告会はあるのか。

→事務局

事後調査結果報告書が提出されたら報告させていただく予定にはしている。事業者が報告するとい

う定めはないが、事業者に求めることは可能。

○委員

環境影響評価には何とでも書けるが、事後評価の報告については、実態が出てくるので、ぜひとも事業者から報告をするように願いたい。兵庫県は事業者からの報告をやっているので必ずそれはやってもらったと思う。

○会長

本日のみなさんの意見にかなり事後評価のことがでてきていた。調査をし、報告していただくということではあるが、誰が主体となって事後評価を行うかは、伊丹市の場合はどうしているのか。個々の案件について市と関係者が相談してどちらが主導権を持てるのかを決めるのか、市で主導権を持ってやるほうが確実と思うが、そこは事業者に任せるということでのよいのか。

→事務局

事後監視調査をされる前に、市と協議をして、計画を立てた上で、事後監視をしてもらうことになっている。その結果については審議会で事業者自らが報告するという形になるかと思う。

<11 全体を通して>

○委員

5-1 ページの委員の意見に関連して、環境保全措置の審査意見（ア）は、『環境影響評価準備書に明記し、…』とあるので記載があったが、（イ）は、そういう文言がなかったので書かなくていいと判断されたのではないかと思われる。今回、答申の文章を書かれる時にも明記してほしいことは明記すると書いておいた方がよい。

○会長

今回の事業者は、こちらから指示したことに対してきちんと対応している。したがって、委員の言うようにしっかり記載しておけば、きちんと対応してくれると思う。

答申案に関する審議は以上となるため、傍聴者はご退席願う。

※傍聴者退席

○会長

答申案はあまり細かい内容ではなくてよいと思うが、網羅的な内容では小さな項目が抜けることにもなる。そういったところを事業者にはどう伝えることになるのか。

→事務局

こういった審議会でのやりとりをしっかりと議事録に残しており、答申には包括的な表現をしたとしても、事業者には各委員からの細かな指摘内容を伝え、修正や追加書類の提出など対応いただいている。

○委員

他市では、答申案は趣旨を方針という形で伝えて、細かな修正点は議事録で残して、それを事業者に渡して反映させてもらうということをやっているところもある。

→事務局

資料 3 で事業者にどういった趣旨の意見かという細かいところを伝えている。答申案については、いい意味で抽象的な表現とさせてもらう。

○事務局

大気に関しての委員からの質問に対して、事業者に答えを求めることができるので、事業者に入室してもらってよいのか。

→会長、委員

願いたい。

※事業者入室

→事業者

準備書 3-2-27 ページにおけるご質問について、今回、二酸化窒素濃度の年平均値での検討（3-2-25 ページ）に加え、1 時間値での評価を実施した。そのバックグラウンドの値としては、3-2-23 ページの表 3-2-20 に記載している通り、令和 3 年度の伊丹市役所の年平均値を使用しており、1 時間値のときと同じものを採用している。ピークオンピーク（二酸化窒素濃度の 1 時間値の最大値に、今

回の予測最大値を加味する)の考え方になると思うが、その検証は実施していない。

○委員

二酸化窒素が最大値となる時間帯というのは特定しているのか。

→事業者

時間帯として、特定はしていない。

○委員

二酸化窒素は時間帯によってかなり差が出る。

おそらく環境基準は満たすと思うが、感覚的に一般濃度に比べて高い濃度となると思われるので、今一度確認してもらった方がよいと思う。

→事業者

了承。

※事業者退席

○委員

全般事項での委員の意見を答申案のどこに書くのか。

事業計画より環境保全措置の項目を設け、そこに入れた方がいいのでは。

→事務局

そのように考えている。

○委員

プライバシーや防犯などの問題については、景観の環境項目には当てはまらないかと思うが、環境保全措置という項目を作るのであれば、そこに書けないか。こういったことを書かないと住民は環境影響評価をなんのためにやっているのかと思うのではないかと考える。住宅密集地にできる施設であることを配慮してというような表現はどうか。

→事務局

どこまで環境影響評価の観点から答申案として表現できるのか確認したうえで、こういう案ならできそうということを検討いただければと思う。

○会長

どこまで審議の幅を広げるのかは難しい問題だと思う。他の委員の考えも聞いた上で、最終的には次回の審議会で議論したい。

○委員

少なくとも、景観の項目には入れられない。環境という言葉はどこまで捉えるかということで、いわゆる生活環境ということではプライバシーの問題も入ってくるであろうが、この制度自体はどこまでの範囲を想定しているのか。

→事務局

環境の保全と創造に関する内容ということになっている。

○委員

環境は幅が広いので、制度上での環境と周辺住民の考える環境というのは異なる。本来はうまくそういったことを取り入れる制度であるべきとは思いますが、そこをどうしたら上手く盛り込めるか。

○委員

今回、個別の項目に入っていないことが多いが、周辺住民にとっては気になることが沢山あるので、そこに配慮した答申をださないと、形だけやっているのかと思われると思う。

○委員

伊丹病院の審議の際に、病室から見下ろして他人の家のプライバシーがどうかということと、個人宅から病室を見てのプライバシーが議論になったことがあったが、その時の答申案が参考になるのではないか。

○委員

事務局で調べてほしい。環境項目として捉えられているものだけと割り切ることもできるが、しかし、それだと地域住民が抱えている多様な環境影響への懸念を理解した上での評価となりうるのか。一方で、環境は幅が広いので、全部入れていくと收拾がつかなくなるので、どこかで割り切る必要がある。次回の審議会で委員のみなさんの意見を聞く場を設けたいと考えている。

→事務局

病院の時の答申には、その他という項目があり、その中の一つに、『周辺住民のプライバシーを保護する措置を行うこと』ということが記載されている。

○会長

今回はその他という項目はないのか。もし、従前からその他という項目を設けているのであれば、その他として記載するのも一案かもしれない。

→事務局

先ほど申し上げた通り、今回は全般事項として、事業計画に加え環境保全措置を設けようと考えている。その中に表現してもおかしくないと思われる。

○会長

記載はできそうであり、書く必要があるということであれば具体的に進めていき、何か問題が出てくれば、再度検討する必要がある。次回の全体会議でもう一度確認する場を設けたい。

○委員

伊丹市都市景観審議会のデザイン審査小委員会において、この審議会で議論されている内容が出てきていない。同じ市の中なので、部局間でもう少し連携を取ってほしい。

3. その他

<事務局>

・今後の審議スケジュールの説明

第3回専門委員会：開催なし。

第2回環境審議会：10月中を目途に日程調整中。最終の答申案審議。

○会長

以上で、本日の環境審議会専門委員会は終了とする。

4. 閉会

以上